6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement design for bridges in Maizuru Wakasa Expressway (southern part) of Fukuchiyama Expressway office Jurisdiction
⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 14 January 2020
⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 4 March 2020
⑹　Time limit for the submission of tenders : Notification when requesting quotation
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for tender documentation : Shinichi Miki, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567―0871 Japan. TEL. 06―6344―9242 FAX. 06―6344―9913

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和元年12月23日
西日本高速道路株式会社　九州支社
支社長　松田　　均
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40
○第30号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　令和元年度　北九州高速道路事務所管内橋梁耐震補強設計・施工管理業務
⑶　業務箇所
【設計業務】
九州自動車道
自）福岡県北九州市
至）福岡県古賀市
【施工管理業務】
関門自動車道
自）山口県下関市
至）福岡県北九州市
九州自動車道
自）福岡県北九州市
至）福岡県福岡市
東九州自動車道
自）福岡県北九州市
至）福岡県京都郡みやこ町
椎田道路
自）福岡県京都郡みやこ町
至）福岡県築上郡築上町
⑷　業務内容
①　設計業務　本業務は、西日本高速道路株式会社九州支社　北九州高速道路事務所において、既設橋梁のレベル２地震動に対する耐震性能照査および耐震補強設計を行うものである。
②　施工管理業務　本業務は、西日本高速道路株式会社九州支社　北九州高速道路事務所において、橋梁耐震補強の実施にあたり、工事・調査等業務の発注準備、積算根拠作成、変更資料作成、書類整理及び関連する関係機関協議の補助等を行うものである。
⑸　履行期間　令和２年４月１日から令和３年６月30日
なお、本業務に係る施工管理業務は、受注者が令和２年８月１日までの任意の日に業務責任者（※１）及び管理員を配置できる業務である。
※１　業務責任者とは、施工管理業務共通仕様書１－７に定める管理技術者を読み替えたものをいう。以下同じ。
⑹　次年度以降の取扱い
本業務は、次年度以降も行う場合がある。
次年度以降の業務の実施にあたっては、発注者が行う本業務の業績評価及び発注者が提示する次年度の工事計画等に対して、受注者が作成する業務執行体制を勘案し、本業務の実施者と随意契約をする場合がある。
なお、次年度以降の業務量の目安は以下に示すとおりとする。
・橋梁耐震補強設計　10橋（本設計業務と同規模）
・施工管理業務　１式
2　技術提案書の提出者に要求される資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（橋梁設計及び土木施工管理）の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域４」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　本業務手続開始の公告日において、西日本高速道路株式会社九州支社北九州高速道路事務所構造技術課において、施工（調査等）管理業務の受注者ではないこと。なお、当社の他の施工管理業務に配置されている管理技術者または業務責任者について、当該業務への応募のために履行中業務の変更を求めることは認めないものとする。
⑹　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。